

静岡地方税滞納整理機構人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

平成 27 年 4 月 1 日付けで、次のとおり静岡県及び市町の職員 18 人を併任により任命した。 ※ () 内は派遣元団体

- ・ 会計管理者 1 人 (静岡県)
- ・ 事務局長 1 人 (静岡県)
- ・ 総務課 : 課長 (静岡県)
- ・ 徴収第 1 課 : 課長 (静岡市)、課員 7 人 (静岡県 他)
- ・ 徴収第 2 課 : 課長 (浜松市)、課員 6 人 (富士市 他)

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 26 年	平成 27 年		
普通 会計 部門	一般	総務	3 (1)	3 (1)	± 0	
	行政	税務	1 5	1 5	± 0	
	部門	計	1 8 (1)	1 8 (1)	± 0	
合 計			1 8 (1)	1 8 (1)	± 0	

(注) () は、非専任の職員 (内数)

② 年齢別職員構成の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在) (単位 : 人、%)

区 分	20 歳 未満	20 ～ 23 歳	24 ～ 27 歳	28 ～ 31 歳	32 ～ 35 歳	36 ～ 39 歳	40 ～ 43 歳	44 ～ 47 歳	48 ～ 51 歳	52 ～ 55 歳	56 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
人 数	—	—	1	3	3	3	2	1	1	2	2 (1)	—	18 (1)
比 率	—	—	5.6	16.7	16.7	16.7	11.1	5.6	5.6	11.1	11.1	—	100

(注) () は、非専任の職員 (内数)

2 人事評価の状況

職員は全員が派遣職員又は非専任の併任職員であり、人事評価は派遣元又は本務の所属で実施するため、当広域連合では実施していない。

なお、派遣職員については、当広域連合が四半期ごとに各職員の勤務状況を派遣元の団体へ通知している。

3 給与の状況

職員は全員が派遣職員又は非専任の併任職員であり、給与・手当は派遣元又は本務の所属で支給するため、当広域連合では支給していない。

ただし、特殊勤務手当については、当広域連合が、勤務実績に応じて次のとおり支給している。

出張して行う滞納処分及びこれに関連する業務	日額 650円
-----------------------	---------

なお、派遣職員について派遣元で支給した給与等の額は、当広域連合が交付金として各派遣元に対し支出する。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	週休日	1週間の勤務時間
7時間 45分	8:30	17:15	12:00～ 13:00	—	土曜日・ 日曜日	38時間 45分

(2) 年次有給休暇その他の休暇等の取得状況（平成27年度）

年次有給休暇（日）		特別休暇（日）		うち夏季休暇（日）	
総日数	1人当たり	総日数	1人当たり	総日数	1人当たり
205.6	12.1	107.0	6.3	85.0	5.0

(3) 特別休暇等の導入状況

「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を静岡県の「職員の勤務時間、休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例」の例により定めている。

5 休業に関する状況

休業について実績なし。

6 分限及び懲戒処分状況

分限処分、懲戒処分とも実績なし。

7 服務の状況

地方公務員法第 30 条の規定によるほか、公務を民主的かつ能率的に運営する責務を自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することに努めた。

営利企業等への従事許可の実績なし。

8 退職管理の状況

職員は全員が派遣職員又は非専任の併任職員であり、退職管理は派遣元又は本務の所属で実施するため、当広域連合では実施していない。

9 研修の状況

職員は全員が派遣職員又は非専任の併任職員であり、研修は派遣元又は本務の所属で実施するため、当広域連合では実施していない。

10 福祉及び利益の保護の状況

すべての職員が派遣職員又は非専任の併任職員のため、健康診断及び福利厚生事業は派遣元又は本務の所属で実施している。

公務災害認定請求実績なし。

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立ての実績なし。